

補装具の価格のはなし

障害福祉研究部 我澤賢之

「補装具の価格のはなし」について国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害福祉研究部の我澤賢之（がさわけんじ）が紹介させていただきます。

補装具費支給制度という制度があります。身体機能等を補完・代替する用具の購入等に公費（補装具費）を支給する制度です。

対象用具（種目）には、義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、補聴器、車椅子、座位保持椅子、 重度障害者用意思伝達装置など計 17 種目があります。

補装具の価格は、基本、厚生労働省による公定価格によっています。

安定して補装具の供給を続けるには、価格設定が重要です。価格が、高すぎると、公費・利用者の負担が過大に、低すぎると、供給事業者の採算が取れないことになります。

この研究の目的は、持続的な補装具の供給に資するため、供給費用等価格についての基礎データを提供することです。

この作業で重要なことは、供給費用等価格についての基礎データの前提となる、福祉用具の仕様や作り方の想定をはっきりさせることです。

仕様や作り方の想定があいまいだったり実態にあっていなかったりすると、基礎データが適切にならず、結果として実態に合った価格を実現できません。

調査結果の一部は、補装具の価格等が定められている厚生労働省の補装具費支給基準の改正の際、参照されました。

近年の調査結果は、厚生労働科学研究成果データベースから閲覧・ダウンロードできる、令和 2 年度「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」、令和 4 年度「技術革新を視野に入れた補装具の構造・機能要件策定のための研究」の総括・分担研究報告書に記載されています。

最後までご覧いただき、ありがとうございました。